

～助成金コラム(第7回)～



トライアル雇用助成金はどのような制度か

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回はトライアル雇用助成金を取り上げます。概要について説明しますので参考にしてください。

1、概要

トライアル雇用は、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者の紹介により、一定期間試行雇用する制度です。トライアル期間中に、**事業主および求職者がお互いに理解し合い、適性や業務遂行可能性を見極め、雇用の機会を創出することを目的**としています。対象労働者や労働時間により4つのコースに分けられています。

2、コースの種類

(1) 一般トライアルコース

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者が対象

(2) 障害者トライアルコース

就職が困難な障害者が対象

(3) 障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者が対象

(4) 若年・女性建設労働者トライアルコース

35歳未満の若年者または女性を建設労働者としてトライアル雇用した場合に対象

3、手続きの流れ

- (1) 事業主は**トライアル雇用求人**をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者に提出する。(※職業紹介事業者は雇用関係助成金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している場合のみ対象)
- (2) 求職者はハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者の紹介を受けトライアル雇用求人に応募する。
- (3) 応募を受け事業主は面接による選考を行う。
- (4) 採用に至った場合、事業主は**トライアル雇用開始日から2週間以内**に、紹介を受けたハローワークへ「**トライアル雇用実施計画書**」を提出する。
- (5) **トライアル雇用が終了した日の翌日から2ヶ月以内**に、事業主は管轄のハローワークに「**トライアル雇用助成金支給申請書**」を提出する。
- (6) トライアル雇用期間の途中で、無期雇用へ移行した場合や、自己都合で離職した場合は、支給申請期間が変わります。紹介を受けたハローワークに相談してください。

支給要件等の詳細は愛知労働局のホームページをご確認ください。